一般社団法人西海市スポーツ協会加盟規程

（目　的）

1. この規程は、一般社団法人西海市スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第６条の

規定により、加盟団体の関する事項を定めるものである。

（加盟団体）

1. 本会の加盟団体は別表１のとおりとする。

（加　盟）

1. 定款第６条により本会に加盟しようとする団体は、代表者が次の書類を本会会長

に提出しなければならない。

1. 入会申込書（様式第１号）
2. 規約又は会則
3. 役員名簿（役職名、氏名、住所、勤務先等）
4. 団体の概要（団体の構成人員、組織一覧表、主たる活動事業）
5. 当該年度の事業計画及び収支予算書

（加入手続）

1. 新たに加盟の承認を得た団体は、直ちに決定された加入金及び会費を納入すると

ともに本会の社員候補を１名推薦しなければならない。

（会　費）

1. 加盟団体の会費は、毎年７月末日までに納入しなければならない。

２　前項の会費の額は別表２に定めるところによる。

（会費の使途）

1. 前条の会費の使途は、毎事業年度、加盟団体に１人当たり400円を活動費として

支給するものとする。

（報告及び届出）

1. 加盟団体は、毎年４月末日までに、当該年度の事業計画、予算書、及び役員名簿を

提出しなければならない。

２　加盟団体は前項以外に毎年５月末日までに前年度の事業報告及び収支決算書を提出しなければならない。

（任意退会）

1. 定款第８条により本会を脱退する団体は、代表者が理由を付した退会届を本会会

長に提出しなければならない。

（納入金の清算）

1. すでに納付した加入金及び会費等は、理由の如何を問わず返還しない。また、退会

前に支払いの義務が生じた金額は、直ちに納付しなければならない。

(規程の変更)

第10条　この規程は、本会理事会の議決を経て変更することができる。

附則　この規程は、一般社団法人西海市スポーツ協会の設立の登記の日から施行する。

別表　１

|  |
| --- |
| 協会名 |
| ソフトボール協会 |
| バレーボール協会 |
| バスケットボール協会 |
| 陸上競技協会 |
| テニス協会 |
| ソフトテニス協会 |
| 剣道協会 |
| グラウンド・ゴルフ協会 |
| ゲートボール協会 |
| 少林寺拳法協会 |
| ダンススポーツ連盟 |
| 武術太極拳協会 |
| 卓球協会 |
| 相撲協会 |
| 軟式野球協会 |
| 弓道協会 |
| バドミントン協会 |
| バウンドテニス協会 |
| フットサル協会 |
| トライアスロン協会 |
| ウエイトリフティング協会 |
| 総合型スポーツクラブ |
| スポーツ少年団 |

別表　２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 区分 | 金額 |
| 競技団体 | 団体加入金（新規加入団体） | １団体あたり　2,000円 |
| 団体会費 | １団体あたり　2,000円 |
| 個人会費 | １人あたり　　　500円 |

様式１号（第３条関係）

一般社団法人西海市スポーツ協会入会申込書

（令和）　　年　　月　　日

一般社団法人西海市スポーツ協会

会長　山口　孝生　様

所在地　〒

団体名

団体の長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

は、一般社団法人西海市スポーツ協会の趣旨に賛同し、下記のとおり入会したいので、申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 内容 |
| 入会を希望する時期 | | （令和）　　年　　　月　　　日 |
| 会員数 | |  |
| 代表者 | 所属・職名 |  |
| 氏名 |  |
| 事務担当者 | 所属・職名 |  |
| 氏名 |  |
| 電話・FAX |  |
| 連絡用メールアドレス | |  |
| ホームページURL | |  |

様式２号（第８条関係）

一般社団法人西海市スポーツ協会退会届

（令和）　　年　　月　　日

一般社団法人西海市スポーツ協会

会長　山口　孝生　様

所在地　〒

団体名

団体の長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

一般社団法人西海市スポーツ協会を、下記のとおり退会いたします。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 内容 |
| 退会を希望する時期 | | （令和）　　年　　　月　　　日 |
| 会員数 | |  |
| 届出者 | 所属・職名 |  |
| 氏名 | 印 |
| 退会理由 | |  |